協同農業普及事業の実施に関する方針

平成２３年３月

岡　　山　　県

はじめに

農業は、食料の生産と環境の維持に必要不可欠なものであるが、近年、我が国の農業は、農業所得の減少、農業従事者の減少及び高齢化、農地面積の減少等が進み、農業の食と環境を支える機能が損なわれかねない状況にあり、協同農業普及事業においても、食と地域農業の再生に向けた取組が求められている。

本県農業では、米・麦・大豆を基幹とする水田農業、もも・ぶどう等の果樹園芸、地域の特色を生かして野菜や花きの産地を育成してきたが、同様な状況が進行しており、担い手の確保及び農業・農村の収益力の向上が急務となっている。

このような中で、本県では県政の中期的なアクションプログラムとなる「新おかやま夢づくりプラン」（平成２１年９月改訂）、農林水産業の基本方針となる「２１おかやま農林水産プラン」（平成２１年２月策定）に基づき、意欲と創造力に満ちた力強い経営体の育成や高品質で安全・安心な農林水産物の生産振興を推進している。

これらの施策を推進していくためには、協同農業普及事業の一層の重点化、高度化及び効率化を図るとともに、普及指導員が、直接農業者に接して、スペシャリスト機能（農業者に対し地域の特性に応じて農業に関する高度な技術及び当該技術に関する知識（経営に関するものを含む。）の普及指導を行う機能）とコーディネート機能（地域農業について、先導的な役割を担う農業者及び地域内外の関係機関との連携の下、関係者による将来展望の共有、課題の明確化、課題に対応するための方策の策定及び実施等を支援する機能）の両機能を併せて発揮し、農業経営及び農村生活の改善に主体的に取り組む農業者の育成を図りつつ、地域農業の生産面、流通面等における革新を総合的に支援していくことが重要である。

こうした状況に的確に対応するため、平成２２年４月９日に国が定めた「協同農業普及事業の運営に関する指針」（以下「運営指針」という。）を踏まえて、農業改良助長法（昭和２３年法律第１６５号）第７条の規定に基づき「協同農業普及事業の実施に関する方針－岡山県－」（以下「実施方針」という。）を定める。

第１　普及指導活動の課題

国の運営指針に示された、①食料自給率の向上に向けた戦略作物等の生産に対する支援、②農業・農村の六次産業化等による収益力向上に向けた取組に対する支援、③意欲ある多様な農業者による農業経営の育成及び確保等、④食品の安全性向上に向けた取組に対する支援、⑤持続可能な農業生産に向けた取組及び農業分野における地球環境対策に対する支援、⑥農村の振興に向けた取組に対する支援を基本に、県の農業施策、農業者のニーズや関係機関・団体等の意見を踏まえて、次のとおり必要性及び緊急性の高い課題を重点化して、普及指導活動に取り組む。

１　地域農業を支える意欲ある担い手の育成及び支援

（１）新規就農者等の確保・育成

新規就農者及び就農希望者に対して、就農関係情報を提供するとともに、就農に必要な知識の習得や技術力・経営管理能力の向上や制度資金の活用に関する支援等を行い、新規学卒就農、他産業からの就農等の多様な就農形態に適切に対応する。さらに、関係機関・団体等による農地・住宅等の確保、販売先の確保を支援するとともに、地域で実施する研修を支援し、円滑な就農と地域への定着を図る。

このため、

①就農形態に応じた技術、経営管理、資金等に関するきめ細かな情報の提供及び相談

②経営の早期確立及び安定化に向けた技術・経営に関する指導

③生産組織や地域と連携した新規就農者受入・育成システムの確立に対する支援

④就農促進に係る事業・制度等を活用した就農支援

を行う。

（２）力強い経営体の育成

農業経営に意欲的な農業者等を対象に、認定農業者制度を活用しつつ、マーケティングに基づく経営展開の推進等により力強い経営体の育成を図る。

また、農業への参入を希望する企業も地域農業を支える担い手として支援する。

このため、

①認定農業者・認定志向農業者の経営改善計画の樹立と実践に対する支援

②経営の診断・分析に基づく技術・経営、資金等に係るきめ細かな相談・支援

③共同申請による女性・後継者等の経営参画に対する支援

④企業的経営体の育成に向けた経営相談及び農業法人設立に係る支援

⑤農業への参入を希望する企業に対する相談活動・情報提供及び技術指導

を行う。

（３）集落営農組織の育成

中山間地域等の担い手が不足する地域だけでなく、南部の平坦地等においても、将来にわたる持続的な営農システムを構築するため､関係機関・団体等と連携して、地域の実情に即した効率的な営農を行う集落営農組織を育成する。

また、組織経営体としての収益力の向上を図るため、経営の多角化・法人化に向けた取組を支援する。

このため、

①組織化に向けた合意形成に対する支援

②効率的な営農に関する技術・経営面からの助言・指導

③規模拡大や経営の多角化・法人化等営農組織の発展段階に応じた支援

を行う。

（４）地域農業を支える多様な農業者に対する支援

地域農業を支える女性・高齢者等に対して、６次産業化や農商工連携等による農業・農村の活性化、収益力向上を図る取組等を支援する。

また、定年帰農者等に就農に対する支援等を行う。

このため、

①女性・高齢者等が経営及び地域活動に主体的に参画するための支援及び家族経営協定の推進

②地域資源を活用した６次産業化への取組等に対する支援

③定年帰農者等の就農に必要な知識・技術等の習得に対する支援

④地域活性化に向けた活動に対する支援

を行う。

２　先進的技術の確立・普及と力強い産地の育成支援

（１）高度・先進的な技術の普及と地域技術の確立

市場性の高い農産物を育成するため、消費者ニーズや市場動向等を勘案しながら、試験研究機関等で開発された新技術・新品種等高度・先進的な技術の迅速な普及と地域の条件に応じた技術の組立や効率的な生産システムを構築する必要がある。

このため、

①地域条件に応じた高度・先進的な技術の導入及び地域技術の組立・普及

②おかやま次世代フルーツ、おかやまオリジナル品種等の普及

③麦・大豆・新規需要米等を組み入れた合理的な輪作体系の普及による水田農業経営の確立

④温暖化・気象変動に対応した品種及び技術の普及と気象対策技術情報の提供

⑤地域の実情に合わせた鳥獣被害防止対策の推進

を行う。

（２）産地の育成・強化に対する支援

産地の収益力強化を図るには、岡山ならではの高品質で付加価値の高いブランド農産物等の産地育成を一層強力に進める必要がある。そのためには、生産技術の向上、生産コストの縮減にとどまらず、流通・加工を含めた販売力の強化等を一体的に進める必要があり、消費者・実需者のニーズや市場動向等を踏まえて、中長期的な戦略に沿った産地ぐるみの取組を進めることが重要である。

また、産地を維持するため、高齢化や農繁期の労働力不足への対応、遊休農地対策等の取り組みが求められている。

このため、

①マーケティングを含む幅広い視点からの産地診断と産地ビジョン樹立への支援

②生産組織等との意識統一と役割分担による産地育成・強化

③作業支援及び労働補完システム、産地内の農地流動化システムの構築支援

④産地の収益力向上に向けた農商工連携等の取組に対する支援

⑤直売所等、農業者組織の活動に対する支援

を行う。

（３）農産物の安全・安心の確保と環境に配慮した農業の推進

食の安全・安心、環境問題に関する社会的関心の高まりを背景に、安全な農産物の安定生産とともに、農業による環境負荷の低減、地域の有機物資源を活用した土づくり等、環境に配慮した持続的な農業の推進等が求められている。

このため、

①農薬・肥料の適正使用及び農作業安全に関する技術指導

②農業生産工程管理（ＧＡＰ）の導入及び高度化に対する支援

③省エネルギー・施肥低減技術等の省資源型技術の普及

④耕畜連携強化による堆きゅう肥等有機物資源の有効利用の推進

⑤有機無農薬農産物の生産拡大に向けた取組に対する支援

を行う。

第２　普及指導員の配置に関する事項

農業を取り巻く社会情勢の変化や急速な技術開発に対応するとともに、農業者の高度で多様なニーズや地域の農業の課題に的確に対応するため、普及指導員に求められる機能が、最も効果的かつ効率的に発揮できるよう配置する。

１　高度・先進的な技術及び知識の普及指導を行う普及指導員

専門の事項や普及指導活動の技術及び方法を総括して、普及指導活動の総合的な企画調整、普及指導員の資質向上の支援等を担う、農林水産総合センターの内部組織である普及連携部普及推進課（以下「普及推進課」という。）に普及指導員を配置する。

配置する普及指導員の専門項目は、普及指導方法、経営、地域資源活用、担い手育成、作物、果樹、野菜、花き、畜産、病害虫、土壌肥料とする。

２　地域の実情に即して農業経営及び技術に関する課題の解決を図る普及指導員

現場に密着した効果的かつ効率的な普及指導活動を確保する観点から、県民局農林水産事業部の内部組織として県下９か所に農業普及指導センター（農業改良助長法第１２条に規定する普及指導センターとして設置するもので、以下「普及指導センター」という。）を設置し、普及指導員を配置する。専門項目は、経営、担い手育成、地域資源活用、作物、果樹、野菜、花き、畜産とする。

また、普及指導員の資格を有する者の計画的な確保に努め、普及指導員の配置を的確に行う。

第３　普及指導員の資質の向上に関する事項

近年の農業分野における技術革新や農業者の高度かつ多様なニーズ及び地域農業における課題に的確に対応するために資質の向上を図る必要がある。

また、消費者等のニーズを踏まえた農産物等の生産と付加価値の向上に向けた取組に対応するためにマーケティングに係る資質の向上を図ることが急務である。

このため、自己啓発や職場研修の充実を基本としつつ、課題に応じて国等が行う研修への派遣や県段階での集合研修を計画的に実施する。

さらに、現地の課題を踏まえた農業経営及び技術の改善等に取り組む調査研究の一層の充実強化に努める。

１　国、県、職場の役割分担

普及指導員に対する研修の実施に当たっては、国、県、職場の役割分担を踏まえて体系的に行う。

（１）国段階

高度で先進的な技術の習得や農政課題等への理解を深めるため、国、独立行政法人等が実施する研修に普及指導員を派遣する。

（２）県段階

必要な機能を十分に発揮できる普及指導員を計画的に育成するため、配置初期の者に集中的な研修を実施するとともに、普及指導活動の重点課題である「担い手育成」、「技術普及と産地育成」等に関する指導力を強化するため、生産技術、農業経営、普及指導方法、農業振興・農政課題、知的財産権等に関する研修を先進的な

農業者、試験研究機関等とも連携しつつ実施する。

①普及指導員養成研修（配置後１～２年）

普及指導センター配置後、集中的に高度で実践的な専門知識・技術、普及指導方法などの指導力の向上を図る。

②課題解決能力向上研修（配置後３年以降）

現地の緊急課題に対応するより高度かつ革新的な知識・技術等やより効果的な普及指導方法の習得による指導力の向上を図る。

また、普及指導員資格未取得者に対しては、組織力の向上と効果的な普及指導活動成果を得るために資格取得指導を行う。

（３）職場段階（普及指導センター）

経験年数並びに技術及び知識の習得状況に応じて、日常の普及指導活動を通した計画的な職場研修（ＯＪＴ）等を実施する。併せて、普及推進課と連携して調査研究の実施及びその成果の共有を図り、普及指導員の資質向上のために有効に活用する。

２　研修の計画的な実施

普及指導員を中長期的な視点で計画的に養成するため、年度毎に研修の内容、対象、方法等を示した研修実施計画を作成する。

研修を適切かつ円滑に実施するため、国及び県段階の研修については普及推進課に配置する普及指導員が企画・調整し、職場段階の研修については普及指導センターに配置する普及指導員が企画・調整する。

なお、研修効果や研修ニーズを把握し、それを次年度の研修内容に反映するため、研修チェックカード等を整備する。

３　普及指導手当

普及指導手当については、普及指導員の職務が複雑かつ困難なものであることにかんがみ、普及指導員の自主的な資質向上の取組を助長しつつ、意欲ある優秀な人材の確保を図る観点から、相応の手当を支給する。

第４　普及指導活動の方法に関する事項

１　効果的かつ効率的な普及指導活動の展開

（１）普及指導活動の重点化

普及指導員に求められる機能を十分に発揮して、第１で定めた必要性及び緊急性の高い課題に的確に対応するために、普及指導活動を「担い手育成」及び「技術普及と産地育成」に重点化する。

なお、重点化にあたっては、地域の課題に応じて、農業技術者連絡協議会等において市町村、農業協同組合等との調整や密接な連携をとり、より効果的・効率的に成果が挙げられるように努める。

（２）普及指導計画の策定

普及指導センターは、普及指導活動を総合的かつ計画的に行うため、実施方針に即し、地域の農業及び農村の発展の方向を踏まえて、年度毎に普及指導計画を策定

する。

また、普及指導センターは、当該年度に実施しようとする普及指導活動について、技術者連絡協議会等で十分に協議するとともに、活動計画や活動効果を明確にするために、普及指導計画を次に掲げる構成で作成する。

①普及指導活動の基本方針

②重点指導対象に係る計画

ア　総合重点課題

イ　重点課題

③一般指導対象に係る計画（広域及び市町村別課題）

（３）普及指導活動の評価

農業情勢の変化や農業者及び関係機関からの多様なニーズに対応して、より効果的かつ効率的な普及指導活動を実施するため、普及指導活動検討会を開催し、普及指導活動の検討・評価を行うとともに、その結果を次年度以降の普及指導計画に反映させることを通じて普及指導活動の改善を図る。

①内部評価の実施

普及指導センターは、活動対象や関係機関等の変化を把握し、それに応じて普及指導活動を適宜修正し目標達成に努めるとともに、年度末にはその達成状況等を取りまとめ、次年度の普及指導計画に反映する。

②外部評価の実施

普及指導センターは、より効果的・計画的な普及指導活動を推進する観点から、農業者や関係機関等から普及指導活動の方法や成果についての評価を受け、それを今後の普及指導活動に反映するため、普及指導活動検討会を開催する。

③活動実績書の作成

普及指導センターは、普及指導計画に定めた重点指導対象ごとに、普及指導活動の課題、目標、内容、方法、達成度等を内容とする活動実績書を作成し、活動の成果を関係機関・団体等と共有する。

（４）調査研究活動の充実強化

現地の課題を踏まえた農業経営及び技術の改善等に取り組むプロジェクト活動、普及推進課と連携して広域的に取り組む課題解決活動、専門技術や普及指導方法等に関する検討・情報交換を行う研究会活動等の一層の充実強化に努める。併せて、調査研究成果を共有化し、積極的に現地の課題解決に活用するよう努める。

また、普及指導員は、普及推進課が開催する普及指導活動調査研究会に積極的に参加し、幅広い知見と普及指導活動方法の習得に努める。

（５）情報発信・提供及び相談機能の強化

普及指導活動の成果が農業者をはじめ、広く県民に理解されるようインターネットや報道機関等を積極的に活用して情報発信するとともに、農業者や関係機関等に対し講習会・研究会等様々な機会を通じて農業技術や経営等に関する迅速な情報提供や相談機能を強化する。

２　普及指導の活動体制

（１）普及推進課

普及推進課は、県内全域を活動範囲とし、試験研究機関との密接な連携の下、普及指導センターに配置する普及指導員と連携して専門項目に関する普及指導及び調

査研究を行うとともに、国及び県段階で実施する研修の企画・調整、県段階での関係機関・団体等との連携・調整等を行う。

（２）普及指導センター

①県下９か所に設置する普及指導センターは、地域の実情に即して農業経営及び技術に関する課題の解決を図る普及指導員の活動の拠点として、得られた知見の整理及び体系化、普及指導の総合、農業者に対する情報提供、就農促進のための情報提供・相談等を行う。

②普及指導センターに配置する普及指導員は、地域の実情に即して農業経営及び技術に関する課題の解決を図るため、普及推進課に配置する普及指導員と連携して、普及指導及び調査研究を行う。

③普及指導センターに経営・担い手班及び産地指導班を設置する。

④普及指導センターの長（以下「所長」という。）は、普及指導員とし、普及指導センターの事務を統括する。

３　試験研究機関や農業大学校等との連携強化

効果的かつ効率的に普及指導活動を実施するため、試験研究機関や農業大学校等と連携した取組を強化する。

試験研究機関で開発された新技術の現地への迅速な普及を図るとともに、現地の困難な課題に対しては、試験研究機関を加えたプロジェクトチームを編成して迅速な課題解決に当たる。

また、農業大学校等との連携を強化し、新規学卒就農者等に対して就農関係情報を提供するとともに、就農に関する実践的な知識の習得や地域の実情に応じた技術力・経営管理能力の向上や制度資金の活用に関する支援等を行う。

４　関係機関等（他産業含む）との連携と外部専門家の活用

（１）農業技術者連絡協議会等を活用した関係機関との連携強化

より機能的な地域営農指導の実現に向けて、市町村・農協等関係機関との総合的な調整や密接な連携をとる場である農業技術者連絡協議会等の機能の拡充を図る。また、地域別・作目別の部会等において、課題を整理し、課題解決の方策やビジョン、目標の検討・共有化を図るとともに、役割分担を明確化して取組を推進する。

（２）普及指導協力委員との連携強化

効果的かつ効率的な普及指導活動の確保の観点から、地域農業のリーダーとして活性化に貢献し、新規就農者・青年農業者等の育成指導等の活動で活躍している普及指導協力委員である農業士との連携を強化する。

（３）他産業の指導機関及び大学等との連携の強化

地域の農産物、その他多様な資源の活用等による地域農業及び農業・農村ビジネスの振興を図るため、林業及び水産業に関する普及指導員、商工会議所等の他産業に関する指導機関等との連携の強化に努める。

また、技術シーズ等を有する大学、民間企業等との連携の強化に努める。

（４）外部専門家の積極的な活用

認定農業者等担い手の農業経営を総合的に支援する観点から、税務、労務管理、

ＩＴ活用、加工品開発及びマーケティング等の分野について、農業会議及び民間専門家等を積極的に活用する。

５　研修教育の充実強化

（１）農業大学校

将来の本県農業を担う青年農業者等を育成するとともに、就農意欲の高い他産業経験者や新規就農者等を対象にした研修教育施設としての役割を果たすよう努める。

①養成課程にあっては、実践教育に重点を置き、学生が高い意欲を持って取り組めるよう、カリキュラムに大学や農業研究所、普及指導員、民間の学識経験者等による講義を織り込むなど、農業経営を実践する上での高度で専門的な技術・経営管理能力を修得できる内容とする。

また、在学中や卒業後においても普及指導センターとの連携を強化し、円滑な就農を支援する。

②社会人就農研修等については、普及指導センターと役割分担しながら、就農に必要な基本的な知識や技術の習得に向けた研修を体系的に実施する。

（２）農業関係高校との連携

将来の就農が期待される農業関係高校生等を、技術・経営管理能力に優れた青年農業者として育成していく観点から、農業大学校では、農業関係高校、普及指導センターと連携して情報交換しながら、将来的に就農志向の高い生徒を対象に、農業関係高校から農業大学校への連続した教育を実施するよう努める。

第５　その他協同農業普及事業の実施に関する事項

１　各種行政施策の積極的活用

普及指導員は、農業や地域の実情に精通しながら地域の諸課題を解決するために、各種制度資金、各種補助事業等の活用を有効な手段として位置付け、事前指導、対象の掘り起こし、円滑な導入と事業推進、事後指導等の各段階において関係機関との密接な連携に努める。

また、林業及び水産業に関する普及事業と必要に応じて連携する。

２　農業に関する教育等への協力

県民の農業、農村への理解を醸成し、農業の担い手を将来的に確保する観点から、普及指導センターでは、消費者等との交流による「地産地消」の推進、学童等を対象とする農作業体験学習等を通じた「食農教育」の推進を、教育機関、市町村、農業協同組合等と協力して実施する。

３　都道府県間の連携の強化

全国的な普及指導活動の課題に対する普及指導員の効果的な活動を確保するため、当該課題に関係する都道府県間の情報の共有、技術協力等に努める。